

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の令和四年分の収支報告書の要旨及び同法第十七条第一項の規定により提出された政治団体の令和五年分の収支報告書の要旨は、別冊のとおりである。

令和五年十一月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博